

滝川市元気な農業づくり事業補助金の見直しについて

【改正の概要】

- 滝川市元気な農業づくり事業補助金（以下「元気補助金」という。）と、滝川市農業後継者育成確保対策（以下「後継者補助金」という。）を統合。
- 見直し内容は、元気補助金の交付対象事業のうち、「直売用野菜生産ハウス設置事業」、「果樹振興対策事業」及び「アグリチャレンジ事業」を廃止し、新たに、「産地育成確保事業」及び「省力化技術導入スタートアップ支援事業」を新設。
- 研修支援である「農業者スキルアップ推進事業」については、研修結果を地域的な取組みに発展させるため、地域へのフィードバック（会議の場での報告、研修結果の配布など）を要件にするとともに、費用が高額で参加者が限られるという意見もあることから、支援内容の見直しを実施。
定額 200 千円 → 道内研修 定額 100 千円（上限額）、道外研修 定額 35 千円（上限額 350 千円）で設定。

現行：滝川市元気な農業づくり事業補助金

交付対象事業	事業内容	交付基準
エゾシカ被害防止対策事業	電牧柵設置	50% (上限 200 千円)
農地排水整備支援事業	土地改良事業計画外における暗渠排水整備	30% (上限 18 千円/10a)
農業者スキルアップ推進事業	計画に基づく研修	定額 (上限 200 千円/年)
直売用野菜生産ハウス設置事業	直売野菜用ハウス設置	25%
果樹振興対策事業	りんごの新植及び改植	30% (1 千円/本)
	果樹選定枝の還元	1 / 3 (400 千円/台)
アグリチャレンジ事業	新規作物等の導入・作付拡大及び加工品開発・販路拡大	50% (上限 200 千円)

現行：滝川市農業後継者育成確保対策 営農経営自立補助金

交付対象事業	事業内容	交付基準
営農経営自立補助金	農業用機械・施設・設備及び農地取得	50% (上限 500 千円) (就農 5 年以内 複数申請可能)

改正：滝川市元気な農業づくり事業補助金

交付対象事業	事業内容	交付基準
エゾシカ被害防止対策事業	電牧柵設置	50% (上限 200 千円)
農地排水整備支援事業	土地改良事業計画外における暗渠排水整備	30% (上限 18 千円/10a)
農業者スキルアップ推進事業	計画に基づく研修で、 <u>地域にその結果を還元するもの</u>	定額 (道内上限 100 千円 道外上限 350 千円 上限 35 千円/名)
産地育成確保事業	生産組織又は農業団体による特定の品目の産地化に向けた取組	50% (上限 250 千円)
省力化技術導入スタートアップ支援事業	GNSS ガイダンスシステム導入	定額 (上限 400 千円)
	自動操舵補助システム導入	定額 (上限 400 千円)
	2 名以上の農業者による農薬等散布用ドローン導入	定額 (上限 700 千円)

